

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 福岡財務支局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 6月22日 |
| 【会社名】 | 株式会社高田工業所 |
| 【英訳名】 | TAKADA CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 高田 寿一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 北九州市八幡西区築地町 1 番 1 号 |
| 【電話番号】 | 北九州093(632)2631 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 副島 淳一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 北九州市八幡西区築地町 1 番 1 号 |
| 【電話番号】 | 北九州093(632)2631 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 副島 淳一 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番 2 号) |

1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当社第68回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第68期の期末配当金については普通株式1株当たりの配当金として20円（普通配当10円、記念配当10円）、優先株式（B種株式）1株当たりの配当金として10円5銭6厘とする。

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の員数及び責任限定契約を締結できる会社役員の変更に係る範囲を変更する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、高田 寿一郎氏、山谷 美久氏、川藤 重次氏、朝長 靖人氏、川上 秀二氏、吉松 哲夫氏、福永 博文氏、原田 康氏、福田 豊彦氏を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）に改定する。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 決議の結果 | |
|---------|---------|--------|-----|--------|----|
| | | | | 賛成比率 | 可否 |
| 第1号議案 | 41,877個 | 49個 | 44個 | 95.77% | 可決 |
| 第2号議案 | 41,770個 | 156個 | 44個 | 95.52% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 高田 寿一郎氏 | 41,758個 | 168個 | 44個 | 95.49% | 可決 |
| 山谷 美久氏 | 41,733個 | 193個 | 44個 | 95.44% | 可決 |
| 川藤 重次氏 | 41,733個 | 193個 | 44個 | 95.44% | 可決 |
| 朝長 靖人氏 | 41,733個 | 193個 | 44個 | 95.44% | 可決 |
| 川上 秀二氏 | 41,733個 | 193個 | 44個 | 95.44% | 可決 |
| 吉松 哲夫氏 | 40,665個 | 1,261個 | 44個 | 92.99% | 可決 |
| 福永 博文氏 | 40,665個 | 1,261個 | 44個 | 92.99% | 可決 |
| 原田 康氏 | 41,738個 | 188個 | 44個 | 95.45% | 可決 |
| 福田 豊彦氏 | 41,668個 | 258個 | 44個 | 95.29% | 可決 |
| 第4号議案 | 41,685個 | 241個 | 44個 | 95.33% | 可決 |

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上